

内閣参質二〇〇第九二号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員有田芳生君提出内閣総理大臣夫人の法的地位と権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出内閣総理大臣夫人の法的地位と権限に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「典型的な催し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣の公務の遂行を補助するものとして安倍内閣総理大臣の夫人が出席する「行事」としては、宮中晩餐会、園遊会等が挙げられる。

二について

お尋ねの「日当や実費など」及び「飲食費、交通費など」の範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「公務の遂行」の「補助」において公用車は使われていますか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。